

収用事件等の処理結果（令和7年度）

事件番号	事業名	起業者名	事業認定 年月日	受理年月日		裁決等の 状況
				権利取得 裁決申請	明渡裁決 申立て	
令6収第1号事件	横浜国際港都建設都市高速鉄道事業第7号相鉄・東急直通線	(独法)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	H25.1.7 事業承認 R6.2.2 みなし日	R6.5.17	R6.5.17	R7.10.16 裁決
令6収第2号事件	川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業	川崎市	S63.8.31 事業計画認可	(損失補償裁決申請) R6.7.12		R8.3.5 裁決
令7収第1号事件	みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業	横浜高速鉄道(株)	R6.12.24 事業認定	R7.11.17	R7.11.17	翌年度 繰り越し
令7収第2号事件	みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業	横浜高速鉄道(株)	R6.12.24 事業認定	R7.12.1	R7.12.1	R8.3.2 取下げ
令7収第3号事件	(1)川崎都市計画道路事業3・5・4号丸子中山茅ヶ崎線、(2)同3・4・3号鹿島田菅線（関連外郭部）	川崎市	H14.3.12 事業認可 R7.3.26 みなし日	R7.12.9	R7.12.9	翌年度 繰り越し
令7収第4号事件	(1)川崎都市計画道路事業3・5・4号丸子中山茅ヶ崎線、(2)同3・4・3号鹿島田菅線（関連外郭部）	川崎市	H14.3.12 事業認可 R7.3.26 みなし日	R7.12.9	R7.12.9	翌年度 繰り越し
令7収第5号事件	みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業	横浜高速鉄道(株)	R6.12.24 事業認定	R7.12.15	R7.12.15	R8.3.23 取下げ
令7収第6号事件	みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業	横浜高速鉄道(株)	R6.12.24 事業認定	R7.12.19	R7.12.19	R8.3.27 取下げ
令7収第7号事件	(1)横浜国際港都建設道路事業3・4・2号横浜逗子線（釜利谷六浦地区）、(2)同3・4・3号環状4号線（関連外郭部）	横浜市	H17.2.18 事業認可 R7.3.1 みなし日	R8.2.18	R8.2.18	翌年度 繰り越し